

住居確保給付金のしおり

ー沖縄県町村部に住んでいる方ー

離職等や減収によって住居を喪失又はそのおそれのある方へ
～住居確保給付金のご案内～

沖縄県就職・生活支援パーソナルサポートセンター北部
(令和2年4月30日改定)

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点から、当面の間、求職活動等の要件の一部が緩和されています。
今後、新型コロナウイルス感染症の状況や雇用情勢等により取扱いが変更となる場合がありますので、自立相談支援機関にて最新の情報をご確認ください。

住居確保給付金とは

離職・廃業や減収等による困窮者であって就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を喪失している方又は喪失するおそれのある方を対象として住居費を支給するとともに、沖縄県就職・生活支援パーソナルサポートセンター北部の就労支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

※家賃額及び支給額の上限：32,000円/単身、38,000円/2人世帯、
41,000円/3~5人世帯、45,000円/6人世帯、49,000円/7人世帯以上
支給期間：3ヶ月間（一定の条件により延長及び再延長が可能）
支給方法：家主等へ代理納付

住居確保給付金を受けるには、次のような要件があります

申請時に以下の①～⑧のいずれにも該当する方が対象となります。

- ① 離職等又は減収により経済的に困窮し住居喪失者または住居喪失のおそれがある
- ② 申請日において、離職・廃業等をした日から2年以内である。
または、給与及び収入を得る機会が個人の都合によらず減少した。
- ③ 離職前に、主たる生計維持者であった。（離職前には主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により、申請時には主たる生計維持者となっている場合も含む）
- ④ 申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が次の表の金額以下である。（収入には、公的給付を含みます）

世帯人数	基準額		収入基準額(万円)
1人	7.8万円	+ 家賃額(ただし地域ごとに設定された基準額が上限)	11万円
2人	11.5万円		15.3万円
3人	14万円		18.1万円
4人	17.5万円		21.6万円
5人	20.9万円		25万円
6人	24.2万円		28.7万円
7人	27.5万円		32.4万円

- ⑤ 申請日において、申請者及び申請者と生活を一つにしている同居の親族の預貯金の合計額が次の表の金額以下である。

世帯人数	金融資産
1人	46.8万円
2人	69万円
3人	84万円
4人	100万円
5人以上	100万円

- ⑥ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと。

住居確保給付金受給中の義務

- ◆ 支給期間中は、公共職業安定所や沖縄県就職・生活支援パーソナルサポートセンター北部の利用、その他様々な方法により、常用就職に向けた就職活動を行ってください。就職活動を怠る方については、支給を中止することがあります。

① 公共職業安定所の職業相談(毎月2回以上) 当面不要

「職業相談確認票」を持参の上、公共職業安定所の職業相談を受け、担当者から相談日、担当者名、支援内容等について記入及び安定所確認印を受けください。

② 沖縄県就職・生活支援パーソナルサポートセンター北部での面接(毎月4回以上)

沖縄県就職・生活支援パーソナルサポートセンター北部で、求職活動の進捗状況や生活上の相談をしてください。 当面、月1回程度

③ 求人先への応募など(週1回以上) 当面不要

「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」に、求人先に対し行った求職活動(応募や面接、問い合わせなど)の活動内容を記入し、報告してください。

※ 給与及び収入を得る機会が休業等で個人の都合によらず減少している場合②の活動を行うとともに給与や収入を得る機会を増加させるため活動を行った報告が必要となります。

※ 当面の間、新型コロナウイルス感染予防に配慮し、活動の確認方法や面接回数等の減免を予定しています。

住居確保給付金の申請をするために必要なもの

① 住居確保給付金支給申請書

② 住居確保給付金申請時確認書

③ 本人確認書類

(例) 運転免許証、マイナンバーカード、旅券、各種障害者手帳、健康保険証等

④ 離職・廃業した日から2年以内の者であることが確認できる書類の写し

(離職票、雇用保険受給資格者証、給与振込があった通帳の写しなど)

※ 給与及び、収入を得る機会が休業等で個人の都合によらず減少した場合は、離職や廃業と同程度の状況であることが確認できる書類の写しが必要です。

⑤ 世帯全体の収入が確認できる書類の写し

収入のある全員分の給与明細書、預貯金通帳の収入の振込の記帳ページ、雇用保険受給資格証明書、年金手帳など

⑥ 世帯全体の金融資産が確認できる書類の写し(金融機関の通帳など)

⑦ 賃貸物件契約関係書類 賃貸物件の契約書の写し

(賃貸期間や家賃額などが記載されているもの)

住居確保給付金支給までの生活費が必要な方は

賃貸住宅への入居には敷金・礼金等のいわゆる「初期費用」が必要となります。「初期費用」への対応が困難な方や、住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、社会福祉協議会の「生活福祉資金（総合支援資金）」を活用することができます。

※生活福祉資金（総合支援資金）

継続的な生活相談・支援（就労支援等）と併せて、生活費及び一時的な資金を貸し付け、生活の立て直しを支援するための貸付けです。

- 1) 住宅入居費：40万円以内
- 2) 生活支援費：2人以上世帯/月20万円以内（単身/15万円以内）
貸付期間 原則3か月 最長1年間
- 3) 一時生活再建費：60万円以内 原則3か月

緊急かつ一時的に生計が困難になった場合には

緊急かつ一時的に生計が困難になった場合には、少額の費用の貸付を行います。

※ 緊急小口資金

低所得世帯および、新型コロナウイルスによる影響を受け収入が減少した世帯を対象に貸付を行っています。

- ・ 貸付上限 10万円以内
- ・ 特例 学校等の休業・個人事業主等の場合20万円以内
- ・ 貸付利子：無利子、連帯保証人不要

※上記の貸し付けに関する相談は、お住いの地域の社会福祉協議会で受け付けています。

一定の要件を満たせば延長・再延長が可能です

- ◆ 住居確保給付金の受給期間が終了する際に、一定の要件を満たしていれば、3か月間を、2回まで、延長することが可能です。

(要件) ・受給中に誠実かつ熱心に生活再建活動を行っていたこと
・世帯の収入と預貯金が一定額以下であること

住居確保給付金の受給期間の延長又は再延長を希望される場合は、当初の受給期間の最終月になったら、収入と預貯金分かる書類を準備して、沖縄県就職・生活支援パーソナルサポートセンター北部へご提出下さい。

再延長を希望する場合も同様です。

支給額を変更できる場合があります

- ◆ 以下の場合に限り、支給額の変更が可能です。
 - ・ 住居確保給付金支給対象住宅の家賃が変更された場合
 - ・ 収入があることから一部支給を受けていた方であって、受給中に収入が減少し、基準額以下に至った場合
- ◆ 沖縄県就職・生活支援パーソナルサポートセンター北部に申請書を提出する必要がありますので、家賃が変わった又は収入が下がったことが証明出来る書類を準備して、沖縄県就職・生活支援パーソナルサポートセンター北部へご連絡ください。

住居確保給付金を中止する場合があります

- ◆ 受給中に常用就職し、就労により得られた収入が一定額を超えた場合は、原則として支給を中止します。
- ◆ 住宅を退去した方(大家からの要請の場合、沖縄県就職・生活支援パーソナルサポートセンター北部の指示による場合を除く。)については、退去した日の属する月の翌月の家賃相当分から支給を中止します。
- ◆ 支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった場合は、直ちに支給を中止します。
- ◆ 受給者及び受給者と同一の世帯に属する者が暴力団と判明した場合、禁錮刑以上の刑に処された場合は支給を中止します。
- ◆ 生活保護費を受給した場合は支給を中止します。
- ◆ 支給を中止する場合には、「住居確保給付金支給中止通知書」を交付します。

住居確保給付金を返還してもらう場合があります

- ◆住居確保給付金の支給中に虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合には、既に支給した給付について自治体が徴収するとともに、以降の住居確保給付金の支給も中止することとなります。

※情報は随時更新されます。
くわしくは厚労省のサイトを御覧ください。

※何か分からない事がございましたら、最寄りのセンターへ
まずは電話でお問い合わせください。

相談・申請窓口(問い合わせ先)
沖縄県就職・生活支援パーソナルサポートセンター北部
名護市大中3-9-1 ろうきん2階奥
TEL:0980-43-0240 FAX:0980-43-0260

所管課:沖縄県北部福祉事務所 地域福祉班
TEL:0980-52-0051 FAX:0980-52-7544